

★ 医療法人以外の法人等が提出する「診療所開設許可申請書」に必要な添付資料

ア	医療法をはじめとした「 法令 」及び「 定款（財団たる医療法人の場合は、寄附行為） 」を遵守する旨を法人代表者が「 誓約した書面 」
イ	「 設立概要 」（法人設立時のもの）
ウ	「 設立決議録（設立総会議事録） 」（法人設立時のもの）
エ	「 定款 」又は「 寄附行為 」
オ	法人の「 登記事項証明書（登記簿謄本） 」
カ	開設許可申請時の「 財産目録 」及び「 銀行等の残高証明書 」（写し不可） ※１ 事業を行うに必要な資産を有していなければならないこと。 ※２ 預金残高については、社会保険診療報酬及び介護報酬２か月分以上とすること。 ※３ 「銀行等の残高証明書」は、複数の銀行（店舗）のもので差し支えないが、証明日は同一日とすること。
キ	「 診療報酬（介護報酬）支払通知書 」の写し（個人の開設から法人開設に切り替える場合） ※１ ※事前相談時点で、２年以上の診療実績のある医療施設については、直近６か月分 ※２ 事前相談時点で、２年以上の診療実績のない医療施設については、開設以降のもの ※３ 複数の診療所・助産所がある場合は、それぞれ添付すること。
ク	「 基金申込書 」及び「 証明書類 」（法人設立時のもの） ※ 基金等を利用している場合 ※１ 基金抛出に係る契約書、不動産その他の重要な財産の所属についての「登記事項証明書」、「銀行等の証明書類」を添付のこと。
ケ	開設後２年間の「 事業計画書 」及び「 予算書（申請時点で、２年以上の実績のある診療所・助産所で移転を伴わない施設のみで構成される場合は、個人の確定申告書の写し直近２年分で代替可能なこと。） 」
コ	診療所・助産所の開設実績がある場合、直近２年間の「 所得税確定申告書 」及び「 青色申告決算書 」の写し
サ	「 役員及び社員（財団たる法人の場合は、評議員）の名簿 」。役員及び評議員については、「 履歴書 」（経歴、当該法人以外に所属している法人等の詳細も記載すること）、「 印鑑証明書 」、「 本籍地で発行される身分証明書 」及び「 登記されていないことの証明書 」を添付のこと。 ※１ 「履歴書」については、学歴、職歴等の履歴、及びその役員・社員等が現在所属している他の法人等の名称・所在地及びその法人等での役職等について記載したもの。 ※２ 「登記されていないことの証明書」は、岡山地方法務局で取得可能。（郵送で取得する場合は、東京法務局で発行される） 〒102-8226 東京都千代田区九段南一丁目１番１５号九段第２合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課（03-5213-1360） ※３ 外国籍の者については、「本籍地で発行される身分証明書」が発行されないため、「住民票抄本（個人番号（マイナンバー）の記載されていないもので、「国籍・地域及び在留カード」等の番号が記載されているもの）」を添付のこと。 ※４ 役員に医師又は歯科医師が存する場合は、「医師又は歯科医師の免許証」の写しを添付のこと。
シ	「 管理者就任承諾書 」（医師又は歯科医師免許証及び臨床研修修了登録証（対象者のみ）の写しを添付のこと）
ス	開設する医療施設に管理者以外に医師又は歯科医師が存する場合は、「 医師又は歯科医師免許証 」の写し
セ	診療所又は助産所について、保健所への「 直近の届出 」の写し（既に個人で開設しているものが法人等での開設に切り替える場合）
ソ	主たる事務所、従たる事務所を記した「 位置図 」（住宅地図の写しで可）
タ	主たる事務所、従たる事務所に係る「 平面図 」
チ	主たる事務所、従たる事務所に係る土地建物の「 登記事項証明書（登記簿謄本） 」
ツ	主たる事務所、従たる事務所に係る土地建物を賃借している場合は、「 （賃）賃借契約書 」の写し ※１ （賃）賃借契約は、長期にわたるもので、かつ確実なものでなければならないこと。 ※２ 賃料が近隣のものと比較して適正水準である必要があること。その「積算根拠、積算過程を示す書類」を添付すること。 ※３ 賃借している物件が、サブリース（又貸し）の場合は、所有者と貸人との間で締結された「（賃）賃借契約書」も添付のこと。 ※４ 「（賃）賃借契約書」の使用用途として、診療所・助産所の運営が入っていない場合は、貸人から当該物件を医療施設の運営に使用してもよい旨の「覚書等（サブリース物件も同様とする）」
テ	労働基準法第３６条の協定の締結状況について（所轄の「 労働基準監督署長に届け出た書面 」の写し）
ト	従業員１０名以上の事業場については、労働基準法第８９条の規定による「 就業規則 」（所轄の労働基準監督署長に届け出た書面の写し）」
ナ	「 医療法人以外の法人として開設する理由を記載した書面 」を提出すること。
ニ	事業の運営状況等を確認するため、「 事業報告 」や「 決算報告等の報告 」及び「 役員変更の記録 」等を求めた場合に、速やかに応じる旨の「 誓約書 」等を提出すること。